

社会保険庁職員による年金保険料等の横領事案の確認調査の中間取りまとめ(速報値)

社会保険庁

去る9月3日に公表した「社会保険庁職員による横領等事案の調査結果」にかかる、全国の社会保険事務局・社会保険事務所の幹部及び幹部であった者に対する確認調査について、中間取りまとめ(暫定的な速報値)を行った結果は以下の通りである。

なお、この中間取りまとめは、各社会保険事務局から送付のあった「調査回答集計表」を基に集計を行ったものであり、

- ① 現在、各社会保険事務局においては引き続き「調査票の回収」、「調査票が未着の者に対する調査」等を行っており、その結果を待って数値を確定する必要があること
- ② 今後、各社会保険事務局から送付される、回答者個人ごとの「調査票」の内容を確認する必要があること。
等から、速報値が修正される可能性がある

【全国計】

9月20日 19:00 現在

9月3日に公表された事案以外について承知している事案があるか						事務局又は事務所において、本庁に報告されていないもの、処分協議が行われていない事案があるか。	
現職者(720名に調査中)			退職者(3994名に調査中)			有	無
① 承知している ものがある	② 承知している ものがない	③ 調査中(回答未 着、住所不明)	① 承知している ものがある	② 承知している ものがない	③ 調査中(回答未 着、住所不明)		
14名	702名	4名	3名	3695名	296名	1局	47局 (社会保険業務センターを含む)
①の内訳(社会保険事務局) 福井 5名(同事案のため案件は1件) 鳥取 9名(同事案のため案件は1件)			①の内訳(社会保険事務局) 福井 3名(同事案のため案件は1件)			福井社会保険事務局 (福井社会保険事務所)	
<ul style="list-style-type: none"> ・鳥取の事案については、現在「処分」の手続き中。 ・福井の事案については、9月20日に公表済み。 							

※ 今回の調査対象者は、(1) 社会保険事務局長又は同職にあった者、(2)平成12年3月以前における、都道府県民生主管部(局)保険課長及び同職にあった者、(3)社会保険事務局総務課長又は同職(例えば、主幹、課長補佐)にあった者、(4)社会保険事務所長(社会保険事務室長)又は同職にあった者、である。

鳥取社会保険事務局鳥取社会保険事務室国民年金推進員
による国民年金保険料の横領事案について

1. 概要

鳥取社会保険事務局鳥取社会保険事務室国民年金推進員が、平成19年4月27日から30日にかけて、国民年金被保険者10名から収納した国民年金保険料計122,790円を、国庫に払い込みすることなく横領し、うち122,000円を自己の借金の返済に費消した。

7月30日(月)、鳥取社会保険事務局長より鳥取警察署長に対し告発状を提出。

2. 行為者

国民年金推進員(非常勤職員)

3. 保険料横領の手口と発覚までの経緯

平成19年4月27日から30日にかけて、戸別訪問により国民年金被保険者10名から収納した国民年金保険料計122,790円を、国庫に払い込みすることなくそのまま横領したものである。

5月1日、活動報告のため行為者が事務室に出勤する予定であったが、出勤しなかったため、鳥取事務室職員が行為者の妻に連絡し、普段行為者が業務で使用している鞆を事務室に持参させ、その内容物を搜索した結果、銀行の領収印が押印されていない払込書は発見したものの現金を発見できなかった。行為者は、5月1日以降行方不明であったが、5月7日に連絡がとれたことから、担当課長が行為者に事情聴取した結果、横領の事実を認めたものである。

4. 弁済の事実

5月2日、行為者の妻により全額が返済された。

5. 本庁への報告

事案発生後、鳥取社会保険事務局から本庁に対し報告がなされ、5月28日付で本庁に処分協議がなされた。

6. 今後の処分

鳥取社会保険事務局からの処分協議を受け、処分に向けて手続きを行っていたものであるが、近日中に懲戒審査委員会を開催し、速やかに処分を行う予定。

福井社会保険事務所賃金職員による健康保険任意継続
被保険者にかかる保険料の横領事案について

1. 概要

外部から、福井社会保険事務所で公になっていない保険料の横領事案があるとの情報提供があり、調査したところ、平成13年度において健康保険任意継続被保険者にかかる保険料（以下、「任継保険料」という。）の横領事案が発生していたことが判明した。

当該事案については、本庁に報告されず、処分も公表も行われていなかった。

2. 横領した保険料

平成13年9月納付の前納任継保険料5名分

（3名については6ヶ月分、2名については5ヶ月分）

金額合計768,111円

3. 行為者

賃金職員（退職済み）

4. 保険料横領の手口と発覚までの経緯

平成13年9月に窓口で納付に訪れた被保険者5名分の前納任継保険料計768,111円について、納付者に領収証を渡し、領収した現金については、職員への受け渡しをせずそのまま横領したものである。

任継被保険者については、保険料を滞納した時点で、被保険者資格を喪失し本人に通知されるため、行為者は、発覚を防ぐために、5名の被保険者について、その後、被保険者名義で毎月の保険料を納付していた。しかしながら、平成14年1月分保険料が納付できなかったため、同年1月15日頃、5名の者を含む「任継資格喪失通知書」が出されることとなった。これを受けて、行為者は、親戚の者であり、保険料も預かっているので資格喪失にしないで欲しいと申し出た。しかしながら、通常ありえないケースであり、行為者に対して事情聴取したところ、任継保険料を横領していたことを認めた。

5. 弁済の事実

未納付であった5名の1月分から3月分までの任継保険料については、行為者が弁済した。

6. 本庁への報告

平成14年1月の横領発覚時においては、

- ・ 行為者が全額返還することについて了承していること
- ・ 被保険者に対して、迷惑がかかっていないこと
- ・ 行為者から辞職願が提出されていること

等から、福井社会保険事務所長の判断で本庁への報告及び公表を差控えた。

7. 今後の処分

行為者については、すでに退職していることから、処分はできない。

当時の監督者の立場にあった職員に対しては、事情聴取等を行った上、厳正な処分を行う予定である。